

改正

平成22年6月1日

平成27年9月30日改正第88号

平成28年3月22日改正第71号

平成31年4月3日改正第43号

令和3年3月10日改正第30号

令和3年3月31日改正第62号

令和5年3月8日改正第92号

東北学院大学教育・研究業績編集委員会規程

(設置)

第1条 東北学院大学点検・評価に関する規程第3条、第4条及び第10条に基づき、東北学院大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）の下に、東北学院大学教育・研究業績編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、東北学院大学の教員組織及び個々の教員の教育・研究活動を活性化させるため、専任教員の教育・研究業績等に関する「東北学院大学教員業務・活動報告書」（以下「活動報告書」という。）を編集及び公刊することを目的とする。

(活動報告書の刊行時期)

第3条 活動報告書は、全学的な点検・評価の実施時期に合わせて、3年に一度公刊することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学外の評価機関による評価が実施される場合には、その時期に合わせて活動報告書を公刊するものとする。

(審議事項等)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議した上で、活動報告書の編集及び公刊の作業を行う。

(1) 教育・研究業績の区分

(2) 掲載されるべき教育・研究業績の公表時期

- (3) 教育・研究業績の表記方法
- (4) 教育・研究業績の提出書式及び提出形式
- (5) 第3項に掲げる事項に関連する一切の事項
- (6) その他活動報告書の編集及び公刊に関して必要なこと。

- 2 活動報告書に記載される項目等の詳細に関しては、点検・評価委員会において別に定める。
- 3 委員会は、前項に基づき、点検・評価委員会が定める内容に関して意見を述べることができる。
- 4 委員会は、その活動内容を定期的に点検・評価委員会に報告するものとする。

(構成)

第5条 委員会は、各学科及び教養教育センターから1名ずつ選出された教員を委員として構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に陪席させることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(開催及び定足数)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

- 2 委員長は、委員総数の3分の1以上の委員の要請がある場合は、速やかに委員会を開催しなければならない。
- 3 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(任期)

第7条 各委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたことによる後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、点検・評価委員会が発議し、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18(2006)年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、平成18(2006)年4月1日付けで選出される委員の任期は、1

年とする。

附 則（平成22年6月1日）

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日改正第88号）

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則（平成28年3月22日改正第71号）

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月3日改正第43号）

この規程は、2019（平成31）年4月3日から施行する。

附 則（令和3年3月10日改正第30号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正第62号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日改正第92号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。